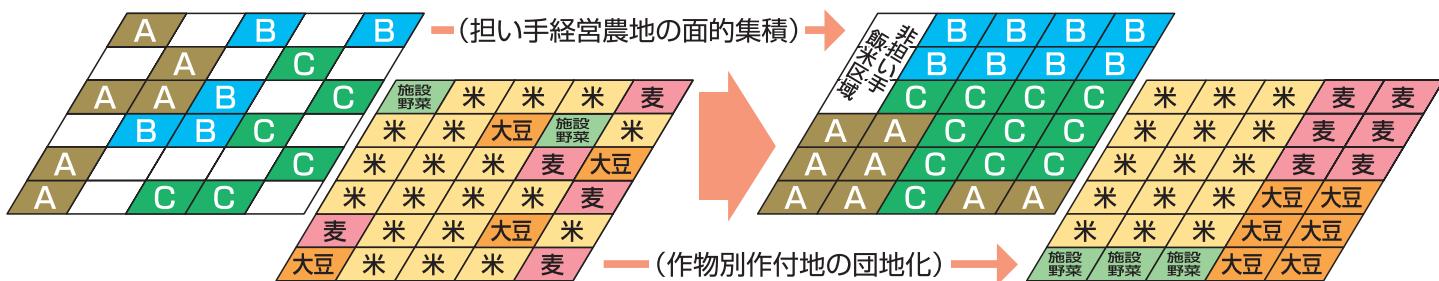


貸し借り安心! 利用権設定

農業経営基盤強化促進法に基づく手続きをしましょう

農地の利用集積(団地化)のイメージ



こんな農地はありませんか?

- ・ずっと以前から手続きをせずに農地を貸して(借りて)いる。
- ・手続きが煩わしいから相対で貸している(借りている)。
- ・親戚・知人を信頼して貸している(借りている)ので、手続きをしていない。
- ・転作・税金等の関係で正規の手続きをしていない。

地主



- ・農地をいつ返してくれるか
口約束だけでは不安だ
- ・離作料を請求されたら
どうしよう

小作人

- ・いつ地主から『農地を返してくれ』
といわれるか不安だ
- ・地主が耕作できない農地を管理する
だけなので、手続きしなくともまあいいか



農地の時効取得をご存じですか?

正規の手続きをせずに20年以上にわたって農地の貸し借りが行われていた場合、民法第163条(財産権の取得時効)により、農地の貸借権を小作人が取得することができます。

その場合、いざ農地を売ったり、他の人に貸したりするときには、小作人の同意が必要になったり、離作料を請求されることになります。

裁判になると、膨大な裁判費用や貴重な時間を費やすことになり、地主・小作人双方にとつて相当な負担を強いられることになります。

そのようなトラブルをなくすために…

農地の貸し借りは、正規の利用権設定で…

農業経営基盤強化促進法に基づく正規の手続きをしましょう



話し合い
●仲介・相談役●
農業委員会



●貸借が
成
立

期限がくれば返還
●継続して貸す
こともできる

メリット1

契約期間が終了すれば、離作料を支払うことなく、自動的に地主に農地が返ってきます。

公的機関「農業委員会」が仲介するので安心して農地の貸し借りができます。手続きは簡単です。

手続きは農業委員会へ…